

254

特211

183

2

台灣武官總督を設置せよ!!

南方生命線の危機

八幡博堂著



0007377-000

特211-183

南方生命線の危機

八幡博堂・著

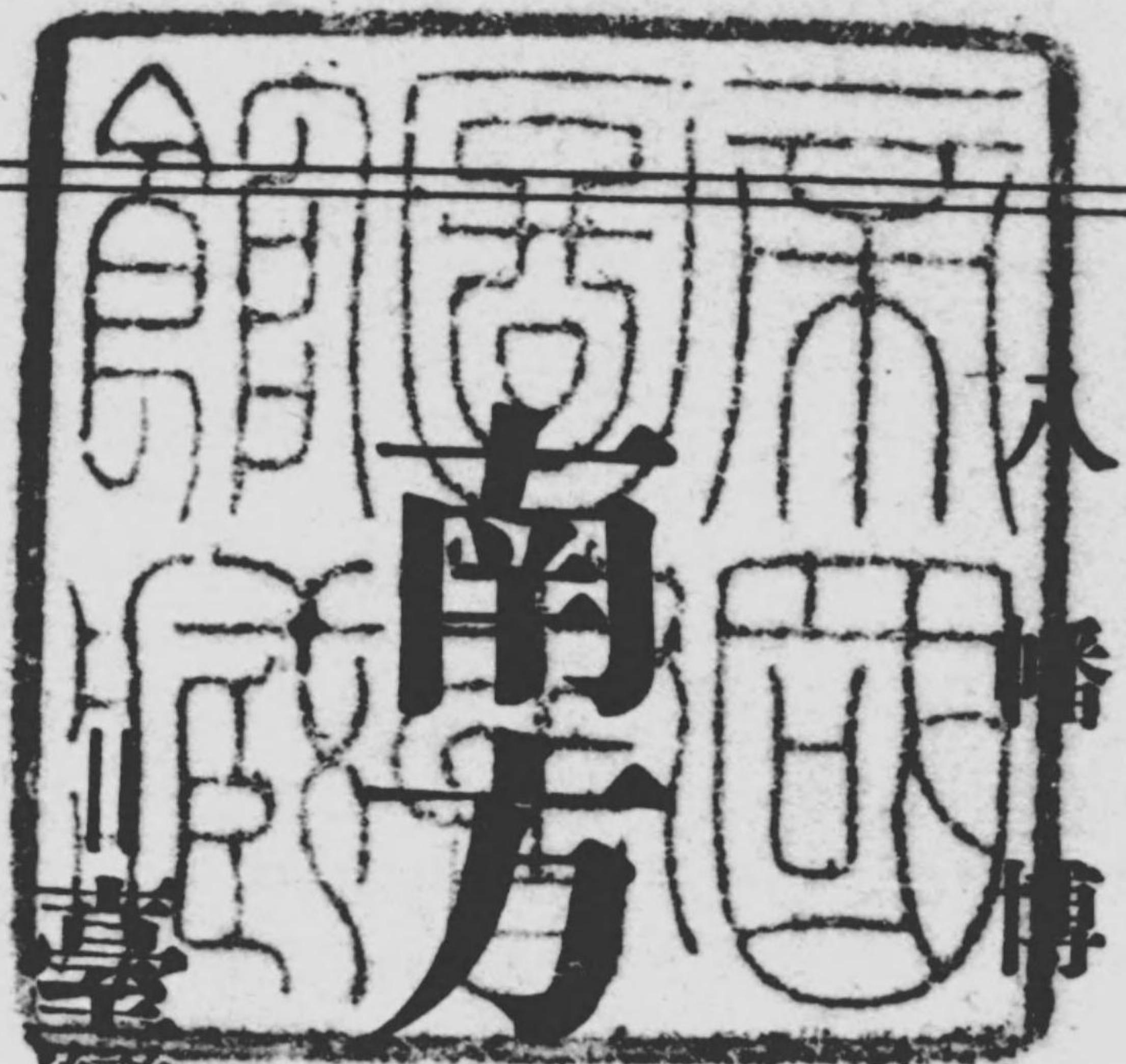
改造日本社

昭和10

ABH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権第67条の規定に基づき、平成12年3月2付けて文化庁長官の裁定を受け使用するもの

183



堂 著

南方 生命線の危機

臺灣に武官總督を設置せよ!!

改造日本社發行



目 次

序	大日本生産黨總裁	内田良平
序	同 常務委員長	吉田益三
一、國際日本の立場		一
二、我南方國策と臺灣の重要性		
三、臺灣を繞ぐる國際スパイの跳梁		
四、蘭船ジユノウ號事件の眞相		
(イ) 國際スパイ事件		
(ロ) 非國民的辯護士一派の策謀		
(ハ) スパイ擁護派側の工作奏効		
(ニ) 全島輿論の沸騰と各種運動の白熱化		
五、臺灣國防と司法當局の諸問題		
六、移管問題の政治的重大責任		
七、臺灣に於ける五・一五事件		
八、臺灣統治に關する根本問題		
★ 帝國南方の生命線たる臺灣統治に關する聲明書	大日本生産黨總本部	四六
		四七
		四八
		四九
		五〇
		五一
		五二
		五三
		五四
		五五
		五六
		五七

序

臺灣統治問題を語るには、その建治の初めから検討しなければならぬ。即ち臺灣は皇國の領土として最南端に存在する一孤島に過ぎざるも、南支、南洋の要衝を占めて居る關係上、早くより支那本土に知られてゐたものである。故に唐の時代には相當多くの支那人が移住し、元の末葉に初めて巡檢司を臺灣列島中の澎湖島に派し、福建省同安縣に隸屬せしめたもので、これがそも／＼建治の初めである。

古來我日本人と臺灣とは、如何なる關係があつたかと言ふことは屢らく別として、明治廿七年七月十三日、我國は清國の暴狀を黙視するを得ず、之を膺懲すべく遂に日清開戦となり、威海衛に大捷を博し、更に陸海共に戦局が發展するに伴ひ、澎湖列島を占領するに至つた。かくて休戦に入り、東洋平和のため臺灣は、日本に割譲せられたものである。よつて我國では總督制度を設けてこれを治めしむること、なり、初代總督

には臺灣とは最も縁故深き樺山資紀大將が其の重任に就かれた。今日でこそ臺灣の資源は開發せられ樂土化されてゐるが、當時は未開不耗の地であつた。加ふるに臺灣には古來まことに厄介な土匪が各所に群集し、また蕃人は文化の何たるかを知らぬは勿論、それに衛生施設は絶無なりし爲、惡疫流行し、實に慘憺たるものがあつた。で、茲に於いて樺山總督の執つた治政を見るに、總督は大英斷を以つて之等凶徒、匪賊を容赦なく勦滅し、熱帶地特有の風土病マラリヤ、赤痢、ペスト等の惡疫猖獗を極むる場所は焼き拂へと命令し、これを强行したものである。

何んと成らば、斯くの如き思ひ切つた施政方針を以つて臨まなければ、遺憾せん臺灣の地を樂土とし、一方また生蕃を威服せしむることを得ざりしたためである。當時樺山總督を呼ぶに『焼き切り總督』とまで言はれたものであるが、以つて如何に果斷之れ善く苦心して今日の臺灣の基礎を固めたるかを覗ひ知ることが出来るであらう。

かくて第二代桂總督、第三代乃木總督、第四代兒玉總督、第五代佐久間總督、第六

代明石總督と武官總督は續いたが、就中明石總督の治政を見るに、大將は先づ臺灣資源開發の大計を樹立したものである。即ち、一、不耗地の開拓 二、水利灌溉の設備三、本來灌溉の工事改修、等を企てられた。臺灣は稻、甘庶等に好適地なるに拘はらず、當時は水利の便悪さため見す／＼拋擲され、用水路開鑿の必要に迫られてゐたものである。今日では灌溉面積の廣さものに二萬甲を超ゆるものがある。また溪流の落差を利用して水力電氣を起すことになり、これが現はれとして彼の日月潭水力發電所の建設があり、一方には、南支は勿論、蘭領植民地は申すまでもなく、南洋方面と經濟提携を目論みる等、その功績たるや實に顯著甚大なるものがあるのである。

然るに、それより總督は、武官に代はるに文官となつて以來、彼等は資本階級と結託し、用水路の設けらるゝにより美田と化したる沃土を己れの思ふが儘に拂ひ下げ、其他目的達成の爲には手段を選ばず、あらゆる方法で私腹を肥すに吸々たる有様である。斯くの如く、彼等は自己本來の使命を忘却し、何等その統治上には見るべきものが

無く、近時の消息に依ると、彼等の腐敗はその極に達するものあり、爲に土着民は彼等に心服せざる向があると屢々聽くに至つては誠に寒心に堪えない。

今や内外非常時に際し、皇國の重要な南端の地臺灣統治を根本的に革新し、以つて文官總督制に代ふるに武官總督制を復活せしむべきである。即ち、明日とは言はず、直ちに武官をして總督たらしめ、大先覺者明石大將を善き手本として、專任これが統治に當り、蕃地の同胞を指導し、より一層臺灣をして向上發展せしめ、更らに帝國の南支南洋國策を遂行せしむることは、實に刻下の急務であると言はねばならぬ。

今度、後進八幡博堂君、親しく臺灣の國防問題を調査究明され『南方生命線の危機』を出版さる。其の述ぶる所、臺灣國防の危機を傳え、文官總督制の弊を痛論し、臺灣統治の根本的革新と、南支南洋國策の發展を提唱さる。

敢えて江湖に推薦する所以である。

昭和十年八月 大日本生產黨
總裁 内田良平

序

臺灣は、帝國南方の生命線にして、北方生命線たる満洲と共に、國防、政治、經濟上最も重要な地點に存在する。即ち、日本産業の中堅として世界にその霸を争ふ糖業といひ、米・茶・果實・木材等々豊かなる資源に恵まれたる臺灣は、我日本の世界的雄飛に重大な基礎をなし、更らに帝國南方の門戸となす臺灣は、その地理的關係において、國防上の樞地たる重責を荷ひ、一九三五、六年——又は其の後に来るべき所謂國際的危機線の到来と共に益々その重要性を加へ來つたのである。

翻つて、この重要性を有する臺灣の現状を見るに、誤れる植民地政策と文弱文官總督の積弊に依つて、領臺當初に信念せし理想は全く其影を没し、臺灣の危機を叫ばれるに至つたことは、洵に深憂寒心にたへざるところである。

同志大日本生產黨總務八幡博堂君は、この統治上荒廢せる臺灣の現状を痛憂し、黨

代表として多數同志と共に前後數回に亘つて渡臺し、臺灣の發展と國防強化のために奮闘されたのであるが、この大奮闘は遂に結實し、臺灣に愛國運動の烽火あがり、本年五月臺北に我黨の事務局を設置し、臺灣の防護開發に一大勢力を築いたことは、やがて臺灣愛國運動の歴史的記録となり、同志八幡博堂君の功勞は永久に輝やくであらうこと確信する。

本書は、目下重大問題化せる蘭船ジユノウ號のスパイ事件に筆を起し、最近の臺灣に起伏する諸問題をとらへ、危機に頻する南方生命線の一大警鐘であつて、全國民の必讀すべき大文字である。

敢へて、滿天下に愛讀をおすゝめする次第である。

昭和十年八月

大日本生產黨
黨務委員長 吉田益三

一、國際日本の立場

臺灣に於ける未曾有の大事件として、強く國民の耳目を聳動せしめた所謂怪蘭船ジユノウ號事件は、單なる一臺灣の地方的、部局的問題に非ずして、實に重大なる國家的大問題である。

私は該事件を、親しく臺灣に於いて其の真相を究明し、今や我南方生命線が憂慮すべき危機に曝れてゐる事態を默視する能はず、茲に私が常に抱懷するところの南方國策の見地より、該事件の經緯を發表し、臺灣統治に關する新方策を提唱して、廣く識者に訴へ、國民大衆の深甚なる注意を喚起せんとするものである。

而して、これが爲には、先づしばらく我々は、現下我日本の國際的諸關係を再認識し、國際日本の立場を正確に理解して置く必要があらう。この前提なくしては、問題の蘭船ジユノウ號事件の眞相なるものも、結局正當に理解する事は至難である。何故

なれば、該事件の根底は、現下國際諸状勢逼迫の必然的現れとしての國際スパイ問題に外ならぬからである。

然らば、我國現下の國際的立場はどうか？　滿洲事變、上海事變に續いて國際聯盟を脱退せる以降の對外的關係は正しく非常時である。太平洋を繞ぐるアメリカとの諸關係、露滿國境及び北方日本に對峙するソヴェートとの關係、抗日、悔日、排日の二重外交に悩まされる支那との關係等は、何れも樂觀を許さず、已みならず躍進日本經濟力のシンボルたる邦品が、今日世界的に排撃を受けつゝあるは周知の如くである。即ち、イギリス、英領インド、蘭領インド、及びカナダ等々とは、既にこの經濟的對立は甚だしく激化し、正しく經濟戰爭の狀態を現出してゐるのである。

以上の狀態は、列國の十字砲火を一身に浴びつゝある我國の國際的孤立を意味するが、然も我日本國民は、かゝる非常時的國際環境に在りて祖國防衛戰を開ける一方、全被壓迫有色人種の先頭に起ちて白人制覇の現世界秩序を根本的に打倒し、亞細

亞より完全に歐米諸國の侵略有支配を驅逐し、新興大亞細亞を建設する世界史的大使命が課せられてゐる。

我々は、この光榮ある我日本國民の世界史的大使命を果たさんが爲には、全世界を相手として戰ふと雖も、敢えて辭せざる大覺悟を要する事を忘れてはならない。蓋し南方生命線の危機も、斯る大局的見地から觀察してこそ、初めてその正しき意義は把握されるであらう。

二、我南方國策と臺灣の重要性

我國は、年々百五十萬增加する人口問題の解決と、愈々發展するところの產業力の充實の爲に、今や國外的發展が必須なる國策として考究せられねばならない。即ち、稠密の度を加へる人口を本土に於いて消化し得るは年毎に困難となるは云ふまでもなく、又近來先進工業國に對比して何等の遜色無き迄に發展せる我國の生產力は、今日

頻りにその資源と販路を求めて居るのである。而してそれは總て海外に求めなければならぬ状態にある。

斯く自然的に膨脹するところの我日本の國力が、或は北進し、或は南進し、民族生存の爲の諸問題を合理的に解決し、國家の存立を強固ならしめ、國民の生活を調節發展して行く事は極めて必然的である。

乍併、それ等も只必要の爲の迫られた方策として、行き當りバツタリ主義で遂行せられてはならない。即ち、傳統ある民族として、統一ある國家として、秩序ある國民として、確固不拔の指導精神に導かれ、一定の基本の方策に貫かれなければならぬ。換言すれば、それ等は不動の「國策」の下に營まれなければならぬのである。

國家又は民族の海外的發展は、一定の國策の下に營まず、個人的恣意乃至は機會主義に墮したならば、必ず失敗である事は、世界史の教へるところである。就中、十七八世紀以降の歐洲白色人列國の海外領土擴張、殖民等に於けるイギリス、フランス、

イタリー、スペイン、オランダ、ポルトガル等の歴史は、何を示してゐるかを知らねばならない。茲に於てか我々は、統一ある國策の下に、我日本の海外發展を企圖しなければならぬのである。

而して、私が南方國策と名づくるものは、我日本の對外的國策の一翼として、將來愈々重大化し得るであらうところの南方問題の解決策であり、日本民族の運命的必然たる南進政策の基調に外ならない。

抑々、想を日本歴史に致すならば、日本民族南進の運命的必然は、決して今日に始まつた事ではない。遠く足利時代の昔、既に日本人の勢力は南支に、安南に、シャムに、フィリッピン群島に、瓜哇に及んで居た。然るに徳川時代の鎖國政策の爲、これ等南方の諸國は遂に白人諸國の蹂躪に委ねてしまつたのである。即ち我々は、この歴史的事實の回顧によつて、我日本民族南進の必然的使命を自覺し、的確なる南方國策を樹立して、全國民的協力の下に、傳統的に光輝ある南進開發の大業を完成しなければな

らぬのである。

斯る南方國策の根據地として、南進政策の基點として、臺灣の重要性は論究するまでも無い。

試みに、臺灣を基點として南方を見よ？ 右手は一衣帶水の臺灣海峡を隔て、南支那の對峙あり、南下すればバシー海峡二十餘浬にして米領フイリツピン群島を控え、南洋群島は點々と散在し、左手は渺茫たる大太平洋が存在する。

かくて、南支及び南洋政策の中心點として臺灣は、國防上經濟上如何に重要視されねばならぬかは明白である。而して、從來一般的にはあまりにも重視されなかつた臺灣が、我帝國南方の生命線として、如何に重要な意義を有してゐるかゞ的確に理解されるであらう。

臺灣が軍事的に如何に重要性を有してゐるかは、臺灣軍參謀田村少佐の「臺灣の國防」と題する冒頭に於いて「臺灣は我國南方の國防線で馬公はその最も中心地である。

澎湖島は海軍活動の唯一無二の作戦根據地と云ふべき所で、若し澎湖島が敵に奪はれたとしたならば、臺灣は云ふに及ばず、日本の支那海に於ける根據地は無くなり、海軍の南方活動は阻害される事になる」云々と述べて居る點に依つても、充分理解されるところである。

經濟的方面からしても、臺灣の產業は、新興工業の發展に充分開拓の餘地が残されて居るのみならず、砂糖の如きは既に内地の需要を充足せしめており、今後の積極策としては、増産して市場を外國に求めなければならぬ。即ち諸産業を振興して南支那・南洋の市場を開拓する等々、臺灣は南方國策の基點として、軍事的のみならず、經濟的領域に於いても、或は政治的・民族的問題に於ても、最も重要な所である。斯くの如き重要性ある臺灣の國防、經濟、統治問題等にして、若しその對策、機宜を失したならば、我南方生命線の危局は、延いては我日本民族生存の根底をも脅威するに至るであらう事は炬を覗るよりも明である。

而して、今度私が、此の臺灣を繞ぐる國際スパイ事件の頻發に鑑み、その眞相を述べて、南方生命線の危機を訴える所以は、實に茲に存在するのである。

三、臺灣を繞ぐる國際スパイの跳梁

現下國際諸状勢の逼迫と共に、列國は來るべき大戰への前哨戦として盛にスパイを暗躍せしめつゝあるは、國際スパイの跳梁を極めし彼のヨーロッパ大戰前後の事情を想察すれば、蓋し思ひ半に過ぐるものあるは決して推察に難くない。

就中、我國の國際的立場を觀察すれば、政治的に、經濟的に、軍事的に、孤立化しつゝある所の新興日本が、國際スパイの狙ひの中心點と化しつゝある事實は、恐らく我々の想像以上であらう。即ち、種々の名目の下に、國際スパイが隱然と、或は公然と、各方面に策動しつゝあるは、日常惹起される諸問題にもその片鱗の視はれる事に依つて明らかであると云はねばならない。

現在のスパイなるものは、往時の軍事探偵と稱してゐた者等とは著しくその趣向を異にして來た。即ち軍人のみではなく、あらゆる種類の男女がスパイとして暗躍して居るのみならず、又必ずしも當該國と限らず、第三國の者等がスパイとして使はれ、軍事上重要な地點は勿論、産業經濟狀態等を探つてゐる事を忘れてはならぬのである。

このスパイの復雜微妙化した事も、近代戰爭が愈々大規模となり、所謂國家總動員に依つて遂行されねばならなくなつた結果であり、従つて、我々はスパイの暗躍する分野も、從來の軍事的領域のみではなく、政治的、經濟的、思想的部面にまで範圍が擴大されて來た點に注目しなければならない。而して又スパイ戦の奏効が、戰時に際して如何に有効に作用するかを、列國スパイ戦と戰争の展開に際して示された事實に就いて知らねばならない。

而して、近時この國際スパイが、我帝國南方の生命線たる臺灣に頻々として出沒しつゝある事實は、絶對に國民的警戒を必要とするものである。

即ち、國際諸關係漸次逼迫し、太平洋問題の尖銳化と共に、今や帝國の南門は彼等國際スパイの狙ふ所となり、臺灣及びその近海を怪外船が頻りに出没してゐるのであるが、當局に發見され問題を惹起せるものゝみを擧げても次の如く夥しい。

一、蘇邦傭船英國籍「ランクリーブルグ號」船長英人トム・グラウンが黒海より浦鹽に向ふ途中季節風に遭遇し風波を避くる爲と稱し昨年十二月一日朝不法入港、罰金五十圓。

二、蘭船「ジユノウ號」(二千四百噸)船長和蘭人船員二十九名淡水港よりスマトラに向ふ途中颶風を避くる爲と稱し本年四月七日午後不法入港、罰金五百圓。

三、「フライングダツチマン」(四噸半)米海軍將校外二名上海よりマニラ、ボルネオ方面に向ふ途中難航し炭水糧食補給の爲と稱し全四月十五日午後不時入港。

四、「フライングダツチマン」(四噸半)基隆より西海岸通過高雄に寄港を命ぜられつゝ其後行方不明となり捜査中全四月二十三日不法入港、罰金二百圓。

五、本年五月十五日頃無國旗三千噸級白色怪船南航せるを沿岸定期船共同丸事務長發見其後行方不明。

六、獨船「オスタン號」(三噸)獨、佛人各一名上海よりマニラに向ふ途中船體及帆破損せる爲と稱し本年四月廿五日午後不法入港、罰金二百圓。

七、五月二十九日午後五時頃舊港海岸三百米沖を南航せるを南察ヶ濱沿岸警戒中の壯丁團員發見爾後行方不明。

八、英船「クリスチナモロ號」(八百噸)船長英人船員四十五名、英船「サルバドル號」(乗船員なし)を曳航し比島イロイロ港より上海に向ふ途中石炭缺乏と稱し本年六月十一日不法入港、取調中。

九、尙本年四月廿九日には臺東港沖に於いて帝國驅逐艦が怪ヨットを捕えた。その怪ヨットには米國海軍少尉ウイリアム・シン・ゲーク其他が乗つてゐたが、スパイ嫌疑の有無はいゝ加減になり、結局宜蘭法院で罰金二百圓の判決を受け、五月

中旬該ヨツトは臺東沖から太平洋に姿をくらました事件があつた。

十、最近支那の税關監視船(乗組主腦者は英人)が臺灣近海まで出張し來り臺灣漁船等を頻りに脅かしつゝあるが、去る五月十日には新竹州下の沖合に於いて我が漁船に發砲し、漁獲物を全部掠奪して逃走した事件があつた。

我が海軍當局は大いに憤慨し、臺灣總督府駐在武官酒井大佐は五月十三日「我が近海に怪船出沒し我が漁船の所有物を強奪せる由であるが、果して真なりとせば正に海賊行爲である。我海軍當局は實力を以つて之が絶滅を期する方針である。」と峻烈なる聲明書を發表したが、此の海軍當局の强硬なる態度に流石の海賊行爲船も大狼狽して縮み上つてしまつた。支那の税關監視船は可なり多數あると言はれるが、我が海軍當局の强硬なる態度に縮み上つた彼等は、迂かり出て日本海軍の鐵砲玉を喰つたら大變だとて、數ある監視船に乘組の英人主腦者らは、新竹沖の海賊行爲は『俺ではない、俺ではない』と云ひ出した。そして『結局あれだ!』と暗示的に出ざるを得なくなり、そ

の海賊行爲を働ける船は廈門税關監視船「專條」であることが判明した。

以上の如く、臺灣近海に怪外船、怪ヨツトが出沒し、半年を出でずして夥しき數に達してゐる事實は、我南方の生命線臺灣が國際スパイの跳梁に曝されてゐる險惡なる事を雄辯に物語るものであるが、茲に圖らずも臺灣に於ける未曾有の國家的大問題として、全島を震撼せる國際スパイ蘭船ジユノウ號事件が勃發した。

四、蘭船ジユノウ號事件の眞相

(1) 國際スパイ事件

昭和十年四月七日午後四時十五分、帝國南門の要塞地たる澎湖島馬公要港に漂然とオランダ國籍N・I・T會社商船ジユノウ號(二、四〇〇噸)が入港して來た。

馬公要港部では直ちに、巡羅船を派し、澎湖憲兵隊に於いて、嚴重なる取調べに着

手したのであるが、ジユノウ號には三十八名の乗組員あり、幹部船員は悉く蘭人である事が判明すると共に、該船の行爲には、スパイの嫌疑濃厚なるものが、明白となつた。

即ち取調べの結果、ジユノウ號の陳述は「四月六日淡水（臺北州下開港地）を出帆し、スマトラに向ふ途中臺灣海峡を航行中マニラ方面に低氣壓が發生したとの氣象通報に接したので禁嚴區域要塞地に避難した」と云ふのであるが、該行爲に對する馬公要港部幹部の發表した四月十日の談話は次の如く、明白にスパイ行爲なる事を指摘してゐる。

「ジユノウ號が許可なくして馬公要港に入港したことは嚴然たる船舶法並に軍港規則違反である。同船が淡水を出たのは去る五日で澎湖灣口に來たのは七日夕刻だ。八浬餘の速力を持つ同船が、普通航海でやつてくれれば六日に來る譯だが、その間何處をうろついてゐたか第一其處が可笑しい又胸鳳避難と云ふが當時は既に解消されてゐる。よし避難するとしても臺灣海峡を通過するに何かないと思ふ。」云々

又、ジユノウ號の所有してゐる海圖や、この航路に就ての専問家の鑑定や、氣象通報接受の海上が、支那廈門へ五十五海里、馬公へ五十海里の距離にあつた事等の諸點から、遂に臺南地方法院高雄支部檢察局に於いては「ジユノウ號の行爲は慥かに計畫的のもの」と斷定し、國際スパイ事件として起訴するに至つた。

ジユノウ號の船長はジー・デイアリング（一八九五年生）と云ひ、第一回の公判は四月十七日高雄支部に於いて開廷された。

該事件に對して軍部方面では極度に重大視し、また全島人の視聽も國際スパイ事件として鋭く緊張しその成行を注目して居たのであるが、一方この國際スパイ事件に對

して内地人辯護士が報酬金に眼がくらみ、表面は合法的であるが、實質的には被告スパイを擁護せんとする非國民的行爲に對して、早くも島内の有識者間に喧々囂々たる反対の聲が惹起され、一般民間に於いても猛烈な憤激の輿論が沸騰した。

公判の進行に伴つて、鑑定人の鑑定の結果に依つても、ジユノウ號の行爲は明白にスパイ行爲である事は歴然となつたが、四月廿四日の第三回公判に参考人として出廷せる馬公要港部先任參謀中堂中佐は、次の如く陳述してスパイ行爲を明言した。

「馬公は帝國海軍の要港にして、周知の如く要港は五ヶ所あるが、就中馬公は外國の領土に接近し最も重要性を持つもので、臺灣には基隆、高雄の兩港があるが狭くて大部隊を收容することは出來ない。その點より見ても臺灣を守る上から馬公は重要性がある。ジユノウ號の入港した地點は海面のみならず陸上からしても軍事上よりこれを觀れば重視される所である。」更らに「軍事上の機密を窺ふことが出来ると思ふ。實害としては灣の地形を良く見たと考へられ、或は内部まで見透したかもしない。船名旗を掲げて堂々と乗込むものに限つて心を許すことが出来ない。從

來屢々同種事件が發生した。機密を守るには他の方法もあるがジユノウ號が早く投錨した爲め實行することが出事なかつた。」云々

四月二十七日最後の公判に於いて上田裁判長は、檢察官の船長に對する罰金二千圓の求刑よりも重く『ジユノウ號の船體沒收、船長ジー・デイアリングに對し罰金二千圓』の判決を下した。

判 決

本居オランダ、グロケン州デリフゼイル町アライク通り五ノB 住居シンガボールセントヘレンスコート、マリンデパートメントアザ石油株式會社内（當時高雄港在泊ジユノウ號乗組）船長ジー・デイアリング西暦一八九五年七月二十一日生、

右に對する船舶法違反被告事件につき當法院は檢察官松岡善俊關與審理を遂げ判決すること左の如し。

主 文

被告人を罰金二千圓に處す。

一八

右罰金を完納すること能はざる時は二百日間被告人を労役場に留置す。押収物件中證第一號の船舶はこれを沒收す。訴訟費用中鑑定人川井彦三郎に支給したる分は被告人の負擔とす。

此の判決に對して島内の識者は妥當なるものと認め、一般でも「昭和の大岡越前守だ」と好評した。

(口) 非國民的辯護士一派の策謀

國際スパイ事件として、ジユノウ號に對する判決は、妥當と云ふよりも、寧ろ我々をして云はしむるならば寛大であり過ぎると云ひ得る。何故ならば、斯る事件に對する諸外國の處置を觀るに、英國等に於いては外國船が不開港へ入港した時には、先づ空砲を發して停船を命じ、船長始め幹部船員は拘束されて取調を受けると共に、船内は直ちに一齊搜査を行ひ、法律に依つて處斷される事になつてゐる。此の場合船長は

罰金、船體は沒收となるのが常例である。空砲を發して停船を命じた際、それに應じなければ、その船舶は武力によつて擊破しても差支へないと云ふ峻厳な取締になつてゐるのである。

米國の如きは、英國以上に峻厳であつて、若しジユノウ號事件の如き事件が起つたとしたならば、船體の沒收は勿論、船長以下同船員は極刑に處せられるであらう。

我國籍の船舶に對して行はれた海外に於ける迫害にしても、最近基隆河井良平氏所官憲に捕へられ、濠洲裁判所に於て判決の結果、罰金千七百三十磅、船體沒收の上徵役六月に處せられた事件あり、而して裁判所は被告人たる五味船長に對し控訴を許さず、又判決書の寫しは下附する事能はずと申渡した。外國に於ては單なる漁船に對しても斯くの如く嚴罰を以て臨んでゐる。

就中、蘭印に於ける邦船に對する裁判振りは實に嚴烈であり、領海三浬内に許可なく

又誤つて進入せる邦船に對し、その處分は最も苛酷を極め、船體沒收は愚か、船長は徵役に處せられ、船體は工兵隊の爆破に委し、更らに裁判は控訴上告を許さない所謂第一審制である。最近の事例として多數の中から四、五を擧げて見ると次の如きものがある。

一、三月初旬邦船功盛丸が領海内に投錨したと云ふ理由で「スマトラ」沿岸航行中「オランダ」監視船に逮捕せられ「バタン」裁判所で船體沒收の上船長大城濱徳(三二)は徵役一箇月に處せられた、刑終り出るや發狂投身した。原因は悲憤か又は毒を呑ませられたか、今尙在留民の謎になつて居る。

二、又八年四月には領海及要塞地帶内で漁獲したと云ふので、我漁船四隻船體沒收罰金二千圓に處せられた。

三、七年十月にも禁漁區内で漁獲したと云ふので、船體沒收され衆人環視の内に工兵隊で爆破された。

四、五月バタビア沖三浬以内で網を卸ろして居たと云ふので、船體沒收と船長は一週間禁錮に處せられた。

五、吉野丸は五月スマトラ西海岸エンガ島附近に於て投錨漁撈したと云ふので捕獲せられ、罰金二百圓乃至禁錮二箇月と判決を受け且漁船は沒收せられた。

然るにジュノウ號側では、第一審判決を不服となし、五月一日長尾辯護人を代理人として控訴を提起した。かくて該事件は臺南地方法院に廻付され、控訴公判は五月十三日から臺南地方法院合議部第一訟廷に於いて波多野裁判長係りで開かれたが、此の控訴公判に狩り出されたスパイ擁護の内地人辯護士は左の五名である。

明大教授法學博士 岡 田 庄 作 (謝金一萬圓と稱せらる)

臺灣辯護士會長 元 判 安 保 忠 穀 (謝金六千圓と稱せらる)

元 判 官 長 尾 景 德 (謝金三千圓と稱せらる)

元 判 官 金 子 保 次 郎 (謝金三千圓と稱せらる)

當時、此等の辯護士を非難攻撃する愛國的憤激は、全島的に沸騰した。

又此の控訴公判が高雄支部から臺南地方法院に廻附されんとするに際し、臺南の海兵鄉軍海友會の人々は、國防征臺の宮北白川能久親王殿下が「旭光將被臺南地」に於いて、畏くも御薨去遊ばされたる現地臺南神社で「軍機擁護」の祈願祭を執行したが、此れに對して臺灣高等法院檢察官長伴野喜四郎氏は

『一部の人達が神社に祈願をするなどまるで嘉永、安政の昔浦賀に黒船のついた時のやうな騒ぎ方で甚だ面白くない』云々

と、嘲笑的態度の暴言を臺灣日日新聞紙上に發表した。しかも此の新聞記事は伴野檢察官長自ら出せるものと云はれるが、これを讀める鄉軍及び民間有志は勿論、軍部關係方面に於ても、その不謹慎なる無禮に對し極度に憤慨した。

(ハ) スバイ擁護派側の工作奏効

斯くて、全島的輿論の沸騰の裡にジユノウ號事件控訴公判は、五月十三日午前九時半から臺南地方法院に於いて開廷された。が、審理は第一審と大差なく行はれた。

然るに、五月廿日控訴審第二回公判の日に當り、被告側代理辯護人安保忠毅等は早くも策謀を辿らし、別項の如く『廷外に於ける在郷軍人等の運動の爲に公平なる裁判を望み難し』云々の意味を理由として、刑事訴訟法第十六條を持ち出し、裁判の管轄移轉の申請をしたが、波多野裁判長はこれを却下し、當法院に於いて公判を續行する旨を宣告した。

彼等不逞なる辯護士等の策動により提出された公判管轄移轉請求書は左の如し。

管轄移轉請求書

被告人ジー・デイアリング

請 求

右被告人に対する臺南地方法院刑事合議部船舶法違反事件を他の地方法院合議部に移轉の決定を求む。

理 由

右ジー・ディアリングは臺南地方法院合議部船舶法違反被告事件の被告人として同合議部の控訴公判に繫屬中の處、高尾臺南兩州下の海友會、在郷軍人、海軍々人其他民衆中、同被告事件に於ける被告人の和蘭國に籍を有する油送船ジュノウ號に船長として乗組み馬公軍港に寄港したる所爲を目し、我國の軍事上の機密を探知する目的を以て軍港内に闖入せる所謂スパイ行爲にして單なる海難を避くる爲めの寄港に非ずとなし、之を憎惡するの極、團體を組織し又は個々に或は法院に對し歎願書を提出し、或は神社に參拜し或は刊行物又は演説の方法により、或ひは殊更に軍服を著用し公判廷に出入する等各種の行動を開始し、以て我國の軍機を保護するため被告人を嚴罰に處する要ありと盛んに宣傳し、民心刺戟の上所轄法院を牽制し以て其目的を達成せんとする

の状況に顯著なるが故に、之が爲め同法院合議部に於て裁判を爲すも到底公平を維持すること能はざる處あるにより、本被告事件を他の同等なる法院に移轉の決定相成り度、刑事訴訟第十六條第一項第二號第二項に基き本請求に及びたり。

該事件を被告代理辯護人安保等一派が、何故に臺南地方法院より臺北地方法院に移轉せしむる運動を起すに至つたか。それは臺南地方法院の判官諸公が該事件に對し非常に強硬なる態度にて到底勝算の見込み立たず、幸に安保辯護士がかつて臺北地方法院で判官をしてゐた時代、世話をした親しさ多數の判官がるる關係から、ジュノウ號一派の同情者にして前述(臺南海友會の軍機擁護の祈願祭を罵倒)せる伴野檢察官長の提言を得て、その非國民的計畫を遂行せしめたのであると言はれて居る。

即ち、かかる彼等不逞辯護士等の行爲は、報酬に血迷ひ、國際スパイを擁護せんが爲に、神聖なる裁判を私せるものにして、その罪は斷じて默許出來ざるは勿論、帝國司法權を冒瀆せる由々しき國家的重大問題であるが、嚴然たる波多野裁判長の管轄移

轉申請却下にも拘らず、安保辯護士等は斷然異議の申し立てをなし、當時上京中の安保の親友と云はれる伴野検察官長の指揮を得て、五月二十二日遂にジユノウ號事件の控訴公判は、臺南地方法院から臺北地方法院に管轄移轉されることに決定した。

かくて、蘭船ジユノウ號に對する公判管轄移轉第一回控訴審は、六月七日臺北地方法院に於いて開かれ、事實調べの後中村検察官は、高雄に於ける第一審の求刑通り罰金二千圓を求刑した。而して其の論告は第一審の論告よりも頗る緩和されたもので「スパイであると云ふ何等の證據がないから想像を以てスパイとして罰する事は出來ない」と云ひ、又『船舶法第三條にある「情狀重き時は船舶を沒收する事を得』との但書は被告がスパイ行爲ありとか、密輸を働いたとかの場合を指すべきもので、本件の如き颱風の氣象警報を恐れ海難を避ける爲めの場合には當らない』と云つて、被告の申立てを全部容れ、海軍當局及び鑑定人の證言は少しも容れられてない論告ぶりであつた。更に之に對する辯護人等の辯論はスパイでないと斷言し、暗に軍部を誹

謗する者すらあり、又傍聴人に對し振り返つて辯駁する者あり、頗る反感を抱かしめた越えて、六月十日午前八時半から臺北地方法院合議室に於て、第二回控訴審は山脇裁判長係りで開廷された。ジユノウ號側代理辯護人明大教授岡田庄作、元判官安保忠毅、和蘭領事館顧問長尾景德を始め箕和、金子各辯護士が次々と立つて被告スパイ擁護の不擣極まる辯論があつたのち、傍聴人の異狀なる緊張裡に、同九時十分山脇裁判長から船長ジー・デーアーリングに對し、罰金五百圓の判決が下された。此の日、遠くは臺南高雄方面からの傍聴あり、廷内にぎつしり詰めかけた傍聴人一同は此の意外なる言渡しに啞然として聲無き有様であつたが、此の不逞辯護人の側面的工作が奏功なし餘りにも不當にして國防觀念を無視せる判決に對し、軍部を初め在郷軍人は勿論、全島民の憤激はその極に達し、軍機擁護、國防充實の運動は全島的に激成されるに至つた。

(二) 全島輿論の沸騰と各種運動の白熱化

臺北地方法院に於ける控訴公判開廷の直前、即ち六月五日には國防強化、軍機擁護の全島民大會が、臺北鐵道ホテルに於いて開催され、滿場一致熱狂的に左の決議を可決發表した。

決 議

帝國南方の國防線たる我が臺灣の近海に於て最近頻々たる怪外船の出沒するに鑑み、我等全島民の愛國的意識を喚起し、輿論を統一し、軍機の擁護と國防の確保に向つて邁進せんことを期す。

右決議す。

更らに、六月二十二日には、帝國在郷軍人全島大會が、臺北建功神社神前に於いて寺内臺灣軍司令官臨場の下に盛大に開催され、國防強化、軍機擁護、國體明徵、皇威發揚に關し、次の宣言を全會一致で可決した。尙大日本生產黨臺灣事務局では、五辯護士に對し公職辭職の勸告書を突きつけて猛省を促したが、臺灣國防強化聯盟は在郷軍人を中堅として結成された。

宣 言

惟ふに臺灣は帝國南方の生命線なり。况や非常時局に直面し、又四國の關係は之が國防の完備を要す。然るに近時頻々傳へらるゝ如き怪船の出沒に世論懸々、遂に所謂蘭船問題を惹起せるが如き、是れ正に臺灣に於ける國防の不安を物語るものに非らずして何ぞや。蘭船問題に關しては今回當局の言明に依り被告の捏造たりし事判明し、吾人の名譽は回復せられ御同慶の至なり。然れども此の種怪船の如き其の行爲は實に帝國を輕視し、臺灣の國防軍機を覗覦するものと認めらるゝが故に、此等は嚴乎防備の徹底を期せざる可らず。殊に内は一般官民の國防觀念未だ充分ならず國民の中堅たり且國防の重責を有する、吾人郷軍の使命の愈々重且大なるものあるを痛感する所以なり。又國體觀念の明徵を缺くが如き言説を爲す者あるは斷じて之を許す可らず。殊に本島特殊事情に於て然りとす。吾等は如上の趨勢に鑑み、此の際益々一致團結、日本精神を振作し、國防思想を普及徹底せしめ、國民國防の實を擧ぐべきは勿論、國防を強化し、軍機を擁護し、以て本分の遂行に邁進し、誓て、聖旨に副ひ奉らんことを期す。茲に本島郷軍二萬五千會員の名に於て敢て宣言する所以なり。

昭和十年六月二十二日

三〇

於臺北建功神社大前

帝國在鄉軍人會臺灣全島大會

臺灣言論界を指導する立場にある全島新聞界に於ても、蘭船ジユノウ號事件の結果これを擁護せる非國民的辯護人等に對する憤激高調し、六月十六日總督府記者團の名に於いて、左の如き正々堂たる爆彈的決議を發表し、その態度を聲明した。

(前署) 今回の蘭船ジユノウ號事件に對し、吾々新聞人が特に聲を大にして司法權の擁護と國防の強化を高調し、輿論の喚起に微力を致したる所以も亦前記の大義に基くは勿論、一面非常時局に於ける國民的感情の表現なりと確信するが爲である。然るに吾等新聞人に課せられたる此の使命の何たるを解せざるジユノウ號事件の辯護人等は、盡々たる非難の渦中にあつて美辭麗句を用ひ恰も司法權の獨立と法の擁護の爲めに蹶起したるかの如く社會を欺瞞するばかりでなく、特に我々新聞人の言論を輕舉冒動、或はジユノウ號事件を今日の如く大ならしめたるは新聞雜誌にあ

るが如く放言するに至つては、文章報國を使命とする新聞人全體を侮辱するものにして、吾人は此の辯護人等の言動に對しては之れを黙過するに忍びざるものがある。吾等が該問題に對し今後と雖も調査研究し特筆大書せんとするものは、軍部關係者より聲明されたる所のジユノウ號關係辯護人が執つた所謂移管問題である。巷間に傳へらるゝが如くんば、此の移管問題は獨り臺灣としての問題に非ずして、實に大日本帝國の重大なる問題として、今後内臺間を通じて重大化するものと豫想されるのである。然らば此の問題を惹起し或は今後一層重大化せしめんとしたる原因、其の原動力は何れにありや。辯護人等自らが巧言により、或る種の目的の爲めに山々敷問題を起しながら、吾人の天職を無視し、不當なる言動を用ゆるは、彼等の職業的心情全く憐むべく、主客顛倒の甚しきものである。而も軍部關係者に於て發表したる所の聲明に對し、事實無根であり彼等の執つた態度が國家社會に恥ぢざる正々堂々たるものであるとすれば何故に反駁せざるか。紳士の假面を被る彼等に對し、茲に我々新聞人は總督府記者團の名に於て、其の責任を問ふと同時に、飽迄彼等の行動に對し糾弾せんとするものである。

右宣言す。

總督府記者四

而して、總督府の司法及行政部對軍部の對立は、容易ならぬ問題を勃發しはせぬかと一般に氣づかはれ、正に暗雲低迷の有様にて郷軍民間等に於ても何等か不祥時の惹起をすら豫想された。即ち軍部は此の問題の當初からジユノウ號の不當入港を重大視し、海軍省の指示もあつて之等帝國を侮辱する外船を徹底的に絶滅する方針の下に、公判廷に於ても鑑定人として明確に軍の要求を披瀝し、その他軍當局から再三聲明してゐるに拘はらず、其の希望要求は少しも容れらず、却て逆の結果を見せたものであり、又移管問題に於ては軍部及び在郷軍人會を甚だしく侮辱し、公判廷に於ける辯護人の態度は軍部を嘲笑誹謗するが如き言辭を弄したのであるから、此儘では臺灣軍及海軍の面目はさんぐに蹂躪されたのである。されば軍部も此儘だまつて引込んでゐる筈もなからうし、在郷軍人會、海友會、愛國島民としても、全島に漲つてゐる甚だ

しき憤慨の情を抑止する能はざるものがあらう。かくて、此の問題が如何に發展するかは、何人も豫測することが出來ぬ有様であつた。

然るに六月十五日判決に對する上告期間が經過し、檢事上告も無くて愈々確定となるや、同十六日軍司令部は桑木參謀長談の形式を以て聲明書を發表した。

聲明書の要旨は

『判決の結果は餘りに寛大にして此種事件絶滅を期するに十分ならず甚だ遺憾である。昨十二月ソ聯傭英國船の馬公不法入港の際も當局に警告して居いたが、其後半歳を出でずして臺灣近海に出没する怪船八件に及び、我國を輕視侮辱するの甚だしきものあり。軍としては國防上最早黙視すべからず（と强硬に抗議し）今回のジユノウ號審理は全般的に遺憾の點甚だ多く、就中移管問題に於ては軍としても迷惑少なからざるものあるは裏さに聲明せし通りであるが、十五日臺灣總督、總務長官高等法院長、同檢察官長と軍司令官、同參謀長、海軍武官と談合の結果「在郷軍人

海友會等の言動が民心を刺戟し、所轄法院を牽制し、裁判の公正を維持することを得ざらしめたりとの理由は全然之を認めず、又移管の理由にも非ず』との言明を得たるを以て、所謂移管問題に關する限り軍部と法院側の間には何等關係なく、本問題は茲に解消することを言明する（而して最後に辯護人及一部人士の言動を批難し）軍は將來國體明徴、國防強化、軍機擁護に關し軍民一體一段の努力を拂ふ必要を痛感する。（と結んで居り、別に最近外船の不法侵入せる個所を地圖を附して説明してある）

之と共に同十六日在郷軍人會臺灣聯合支部長福田中將（守備隊司令官）は『蘭船ジユノウ號事件に就き在郷軍人指導に關する訓示』を發した。此の訓示の内容は、理路整然、直裁簡明に判決及び辯護人の態度に對する憤瞞の情を披瀝し、今後郷軍として採るべき態度を訓めてゐる。即ちその要旨は

「司直の判決は軍の期待に反し極度に寛大にして此種事件絶滅を期し得ず（と卒直

に述べ、在郷軍人が能く隱忍自重司直の裁斷を靜觀し、一面國防強化、軍機擁護に關し合法的活動を實施し一般人心を指導本分に邁進せる事を賞揚し）ジユノウ號が要塞要港を知りつゝ不法入港せることはスパイ行爲の確證有無に拘らず帝國を輕視侮辱せる者なり。故に船舶法違反として其情最も重きものと認め當然重刑に處すべきものなりと確信するものなり。判決確定後の今日に於ても尙其信念を堅持して居る然るに該事件の審理は全般的に遺憾の點多く、論告辯論を通じ國防國家觀念の免除認識不足を疑はしむ。

移管問題は既に參謀長談の形式を以つて發表せる如く、軍部と法院側との問題は解消したりと雖も、尙辯護人等が殊更に軍部を誹謗するが如き言辭を弄せしこと、並に一部人士の言動に國防觀念の免除せるものありし等の事項は依然殘存す。軍は今次裁判の確定を楔機として、國體の明徴、國防強化、軍機擁護に關し、一層有効適切なる對策を講ずる決意を有す。（とて以下三項の指導要綱を示してゐる）

今それを要約すれば

- 一、今後國防強化、軍機擁護に關し、一般民衆に對して徹底普及を圖ること。
- 二、輕舉妄動せざる様留意し、特に政治問題に觸れざる様考慮を要す。但有志又は個人は此限りにあらず。
- 三、會員は結束を固め、國體明徴、國防強化、軍機擁護の信念を高揚せしむること。を述べ、帝國南方の生命線防衛を強調されたのである。

五、臺灣國防と司法當局の諸問題

臺灣が我南方政策の基點として、如何に重要性あるかは、既に述べたところであるが、この南方生命線に於いて、國際スパイ蘭船ジユノウ號事件を機會に、はからずも臺灣國防問題に關し、軍當局と司法當局の見解に著しき對立點が示されたことは、臺灣統治及び國防上實に由々しき國家的大問題であると云はねばならぬ。

去る六月二十二日、臺北に於いて開催された臺灣在郷軍人全島大會第二會場に於いて、馬公要港部先任參謀中堂中佐は、「南進臺灣の使命」の題下に次の如く述べてゐる。
『我が臺灣は南進の極めて重要な地位にあることは云ふまでもない。これを實戰の例にとると、散兵線の第一線にあるのである。然も馬公は最も重要な焦點である。茲に於いて昨今の怪外船の入つて來る事は決して偶然でない。……馬公は港灣稅が入らぬから入つて來たと云ふ事であるが、我々の大切な馬公を宿錢の入らぬ宿屋と心得られてはたまらぬ。ジュノウ號の不法入港に對しては、我が海軍省では非常に重大視しかゝる事の再度起らぬ様絶滅すべしと云つて來てゐる。然るに公判廷に於ける如く安宿式に之をつゞけられては決してこの任務を全ふし得るものではない。或る人々はかかる不當入港船があつた場合軍は斷然之を打沈めてしまへと云ふ。我々は有難い言葉であると思ふ。然し之を監視して絶對近づけない様にするには澤山の豫算が入る事である。然るに辯護人等の云ふ如く、安宿式にどんく獎勵されでは我が國防を如何

にして守る事が出来ようか。

今回のジユノウ號問題の如きこれは國際的大問題である。日本の漁船商船が蘭領印度方面で如何なる待遇を受けてゐるか、それとこれは重大關係ある問題である。然るにこの問題の解決が國論を無視して行はれるが如きは決して立派な解決とは云へぬ。

今回の蘭船不法入港の如きは要港に關係あり、軍機に關係ある重大事件であるから司法權の發動に於ては最も完全を期せねばならない問題である。専門的に國防軍機に關係ある軍部なり、海軍なりの意見をも參照するのが當然正しいのである。我々は最初司法部と協力して、出来る丈け國家的立場から完全なる解決を希望してゐた。然るに彼等は我々の意見を排した。否我々を反駁して來たのである。』云々

以上、中堂中佐の見解は妥當でなければならぬ。即ち、如何に司法權の獨立と雖も國家的問題に關しては國論に超然たり得ない事は、法存立の國家的基礎から云つて明白であるは勿論、事軍機に觸れる國防問題に關しては、軍當局の見解に依據して解決

しなければならぬは理の當然であらねばならぬ。

然るに、臺灣司法當局は、全くこれに反せる行動を執り、非國民安保、長尾兩辯護士等は、判決後次の如く公言したのである。

『事實に即した公明正大なる判決である、裁判所が信念を持つて事件の真相を看破し、適正なる裁判を下し、司法の威信と獨立を全うしたことは、司法部の爲に慶賀に堪へない』云々

島内全愛國大衆の輿論を無視し、而も裏面には既述せるところの不純なる非國民的策動が行はれてゐる此の判決が、果して公明正大なるや。情實に依存した動機に果して信念ありしや。司法の威信と獨立に、まさしく一般の疑問は依然として解けないであらうことは言ふ迄もない。

此の事態に關して、臺灣軍參謀長桑木少將は、當日の臺灣在郷軍人全島大會に於いて、「時局と在郷軍人」なる題下に、

『公判の移管に就ては、其理由を發表することは法規上絶対に許されぬのであるから、これは總督其他最高幹部の歸臺を待つて一刀兩斷に政治的解決を爲した次第である。然し乍ら、之によつて軍の立場は表面的に解決ついたのであるが、其他の問題はまだ残されてゐるもののが大いにある』云々と、述べられてゐる。

尙、今回の事件に、國際スパイ擁護の辯論に立ち、不逞なる非國民的行動を執れる臺灣辯護士會長安保忠毅及び長尾景德の兩名は、七月二日陸軍大臣より斷然指定辯護士を取消され、軍法會議辯護士の資格を褫奪されたが、之を見ても、如何に軍部が該事件に重大關心をもち、其の態度が强硬であるか窺はれる。

六、移管問題の政治的重大責任

臺南地方法院に於ける該事件の控訴公判中、突然提起された被告側の管轄移轉請求書なるものは、在郷軍人、海友會、海軍々人、その他人士の廷外に於ける運動のため

當法院においては裁判の公平を維持しがたきを以て他の法院に移轄してくれ、といふのであつて、これは軍部、郷軍及び臺南高雄の市民を侮辱するも甚だしきものでありまた臺南地方法院の權威は勿論、延ては帝國司法權の尊嚴を冒瀆するものであるが、高等法院上告部池内ほか四名の關係官及び伴野高等法院檢察官長らは、この被告の申出を直に許容し、臺南地方法院側の反對を蹴つて臺北地方法院に移管することを決定したのである。故にこの決定は、

- 一、軍部、郷軍、市民の裁判所奉制を認めたこと。
 - 二、従つて臺南地方法院に於ては公平なる裁判は不可能の状態にあつたこと。
 - 三、即ち臺南の民心動搖して治安が維持されない程であつたこと。
- を、一般に判断されるのである。然るに事實は果して斯くの如くであつたかと云ふに全く否である。

一、軍部は公判廷に於て中堂參謀が强硬なる意見を主張したが、廷外に於て運動せ

ず、郷軍亦陰忍自重して廷外運動等爲さず、只海友會員四十名が軍機擁護の祈願を爲したに過ぎず、之は軍部の聲明によつても明かである。

二、臺南地方法院當局も何等かゝる不安を認めず、臺南に於て裁判を續行することを强硬に主張したので公平なる裁判が行はれないと思考する筈がない。

三、臺南、高雄の地方民心が何等治安を亂すが如き状態でなかつた事は、今川臺南州知事の聲明に依つても明瞭であり、之れは取締の任にある警察當局又憲兵隊に於ても認めてゐない。今川臺南州知事、沼川臺灣憲兵隊長の聲明等が之れを否認してゐる然らば、此の移管が手輕に決定されたのは如何なる理由に基くものであるか、之れが何人も不可解至極とする所である。我々が常識を以て判断するならば、斯くの如き重大事件を取扱ふに當り、只單に被告の請求があつたからと云つて裁判所が輕率に移管すべきであるまい。先づ臺南の治安に任する地方當局又は憲兵隊に對して、被告の陳述の如き事實が果して有るか否かを調査の後に決せらるべきが至當であらう。然るに斯

かる手續も何等踏まず、二三日の内に急速に移管を決定してしまつたその内面の事情に就ては、何ものかの伏在するものがあつた事を思はせる。この謎は世間の噂に依ると次の如く信ぜられてゐる。即ち臺南地方法院石橋検察官長と安保辯護士は吻勁の間柄であるが、石橋は裁判所の機密を洩らして安保の策動を援けた。此の機密と云ふのは該事件が高雄支部に於て審理の際、高等法院側より高雄支部法院に對して『今回の事件は重大問題なれば慎重に審議されたり』と通達した事であるが、安保は『これは高等法院が裁判の獨立を犯した干犯事件なり』とて此事を楯に取り、若し移管を許可せざる場合は公判廷に於て之を干犯問題として暴露すると稱し、高等法院を脅迫して一舉に移轉を強要したものである。而して臺北地方法院にて審理するに於ては、嘗て同法院の判官たりし安保の私的勢力は法廷内に延び、人事の異動任免すら左右すると云はれる程だから、意の儘の裁判をすら期待し得ると云ふのである。右の如き噂は一般に流布され島内の輿論とまでなつてゐるのであるから、あながち無根の説とも思は

れないので、臺北の公判の結果は餘りにも右の説を裏書する如く、安保等の意の儘に終始したのである。然るに軍部の所謂『解消聲明書』にある如く、高等法院長、同檢察官長は移管問題の理由に就て『斯かる事實なし』と之れを抹殺したのであるから、若し此の言を信ずるならば、該移管は全く理由なく爲されたもの、即ち安保等の私的策動に依つて爲されたものと云ふ外に途はない。要するに、此の裁判の全般を通じて、軍部が『承服し難し』との意を洩らしてゐる事も、神聖なる裁判が辯護人等の私的策動に依つて左右せられたとの感深きものある事も否み得ない事實である。斯くて移轄問題の責任は當然追及さるべきであり、それは法院の内部に充満せる綱紀問題、裁判侵犯問題として政治的重大責任問題に展開するであらう。仄聞する所に依れば、臺南地方法院(高雄支部、嘉義支部を含めて)判官連は、十六名中十四名迄が一齊に辭表を總督に提出したと云ふが、これは法院内部の綱紀問題への爆弾であつて、當局が如何に糊塗策を弄し採消に狂奔すると雖も、爆發せんば止まぬ形勢である。

七、臺灣に於ける五・一五事件

ジユノウ號問題が、斯くの如く大問題化し、軍部對法院及總督府の對立となり、鄉軍及愛國運動の澎湃たる勃興となり、國防強化、軍機擁護の大運動となつた事は、之れを表面的に見れば、國防問題に盡きる如くであるが、その依つて以つて起る原因は實に深い思想的對立に根ざしてゐるものである。臺灣に於ては、從來五百萬島民中内地人は二十分の一の二十四萬人で、他民族の統治が主體であると云ふ特殊事情にあるが故に、島民の輿論は壓殺され、官吏專横の弊之れ久しく、爲めに官界の萎微沈滯はその極に達してゐる。然かも内地に於ける非常時意識は嘲笑され、愛國運動は彈壓され、反軍思想は横行すると云ふ有様であつた。即ち臺灣は一般に内地の五・一五事件前の社會的意識であつて、非常時國防の認識なく、美濃部學説の支持者が多く、恰も自由主義の逃避所の觀があるのである。法院、官界、辯護士界等その上層部分は特に此風潮が

甚だしいのである。されば今回のジユノウ號事件は、はからずも臺灣に於ける五・一五の烽火であつた。此の問題が斯くも紛糾し發展した原因は實に此の自由主義對國家主義の思想的對立を背景とするものであつた。遂に暴露されたる法院の一部及辯護士の抱ける反軍思想、國家觀念、國防認識の不徹底が巨大なる毒素であつた。此の毒素を芟除することなくしては、臺灣の國防の強化、非常時意識の浸透、國論の統一はあり得ない。然しながら、此問題の勃發は、鄉軍の蹶起、愛國運動の發展に偉大なる契機を作つたものであつた。久しく眠れる臺灣にも愛國運動は澎湃として捲き起り、島民の自覺は急速度に促進されつゝある、全島民大會直後に結成された「國防強化聯盟」は、在郷軍人有志、海友會（海軍郷軍）、生產黨（皇政會、國防青年會、新聞記者有志）以て組織され、廣汎なる分野を結集したもので、臺灣に於ては確に歴史的意義を有してゐる。而して内地に於ても、この問題の認識を深め、今や中央政界に於いて重要問題化してゐる事は當然と云はねばならぬ。我々は狭い臺灣に於いて、然も特殊事情の

下にある島内に於て、政治的運動に依り、殊更らに内地人同士の反目鬭争を助長する如き愚を爲す者では絶対にない。然しながら、事一たび國家的問題に關する限り、徹底的鬭争を以つて軍機を擁護し、國體觀念を闡明し、皇軍の威信を宣揚せねばならぬのである。之れ我々同志の一貫せる態度である。

八、臺灣統治に關する根本問題

以上の如く、蘭船ジユノウ號事件を繞ぐつて惹起された臺灣國防に關する軍部對法院及總督府の對立的關係は、私の觀察に依れば、究局する所、臺灣統治の根本的缺陷に原因を發してゐるものであると思はれる。

我々は、今や蘭船ジユノウ號事件をモメントとして、臺灣國防問題の重大性を深く認識し、臺灣統治に關する基本的問題を再検討しなければならぬのである。即ち、重大なる臺灣國防問題に關して、軍部對法院及總督府の見解に著しき隔絶を來たして居

る事實は、現臺灣統治が如何に不統一であり、弱體化されたものであるかを如實に暴露してゐるものに外ならぬ。

現臺灣統治に對する再検討を、臺灣國防問題のみならず、臺灣に於ける經濟、產業行政機構の批判等々徹底的に究明を試み、臺灣統治に關する具體的新方策を披瀝したいのであるが、それは此の小冊子の良くなし得るところでない。故に之は他日の機會にゆづり、今回は主として帝國南方の生命線たる臺灣國防の危機を報告し、臺灣統治に關する我大日本生產黨の聲明書を掲載して結論としたい。

帝國南方の生命線たる臺灣統治に關する聲明書

我が帝國南方の生命線たる臺灣は、國防上經濟上最も重大性を有し、臺灣の消長が日本國家の興廢にも關することは等しく國民の認識する所である。

近時、國際諸状勢の激變と共に、世界各國に於ける軍備擴張競争が熾烈となり、戰爭機運が益々濃化し來れる時、スパイ的怪外船頻りと臺灣を睨みあり、澎湖島馬公

要港に不當侵入せる所謂蘭船ジユノウ號のスパイ的怪行動發覺以來、これを楔機として俄然全島に國防強化の必要が叫ばれ、我が南方の國防確立に搖ぎなきを期するために、即時臺灣に武官總督を設置すべしとの輿論が猛然として擡頭し發展されつゝある。

惟ふに、我が南方の生命線たる臺灣の統治方針は、武官總督より文官總督に移りて以來、年と共に其威嚴と信念を失し、腐敗官僚及び既成政黨者流に委ねられたる文弱政策は、遂に本末を顛倒して臺灣漢民族への迎合となり、ために帝國の威令行はれず、加ふるに官吏の墮落その極に達し、渡臺内地人の疲弊甚だしく、今や文官總督の積弊によつて、臺灣の危機をさへ憂慮されるに至つたのである。

即ち、かかる状勢下に於いて、文官總督の積弊を徹底的に打破し、武官總督の設置によりて臺灣統治を更新し、帝國南方の國防を強化せよとの叫びは、洵に當然の國民的要求であり、現下の國際状勢と、臺灣の現状を深憂し、臺灣及南支南洋經済の

ため進出せる我黨は、速やかに武官總督を設置して臺灣統治の根本的革新を圖り、以つて國防の強化を期すべきことを、茲に聲明するものである。

昭和十年七月

大日本生產黨總本部

(完)

昭和十年八月十五日印刷
昭和十年八月二十日發行 (定價金十錢)

著作者 八幡博堂

東京市京橋區銀座西八ノ七番地

發行者 山本昌彦

東京市杉並區和泉町二九三番地

印刷者 濱野辨次郎

東京市京橋區新富町三ノ二番地

發行所 改造日本社

東京市日本橋區江戸橋二ノ七番地



7

2